

| 教育長 | 次長 | 課長 | 係 |
|-----|----|----|---|
|     |    |    |   |



13高教職第339号  
平成14年1月15日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

# 公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

このことについて、今回の改正の概要は別紙のとおりですので、貴管内の学校への周知をお願いします。

なお、これについては平成13年12月25日付け高知県公報に登載されています。

## 主 な 内 容

### 1 改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成 13 年 10 月 15 日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って職員の昇給、諸手当及び特例一時金について必要な改正を行うとともに、へき地教育振興法施行規則第 13 条第 1 項の規定によりへき地等学校等の指定替えを行ったものである。

### 2 主要な内容

#### (1) 公立学校職員の給与に関する条例関係

##### ア 住居手当 (第 14 条の 3)

単身赴任手当受給職員で配偶者等が当該職員の所有に係る住宅に居住するものに対して住居手当を支給することとし、その支給額を月額 1,700 円としたこと。

##### イ 期末手当の改定

(ア) 12 月期に支給する期末手当の支給割合を 100 分の 155 (現行 100 分の 160) に改めたこと。(第 22 条)

(イ) 平成 14 年 3 月に支給する期末手当について特例措置を設けたこと。(改正附則第 3 項から第 5 項まで)

##### ウ 特例一時金

当分の間、特例措置として、各年度の 3 月 1 日 (以下「基準日」という。) に在職する職員に対し、特例一時金を支給することとし、その支給額を 2,244 円 (基準日の属する年度の 4 月 1 日から基準日までの期間において給料を支給しないこととされていた期間がある等の職員については、2,244 円を超えない範囲で人事委員会規則で定める額) としたこと。(附則第 12 項から第 15 項まで)

##### エ へき地等学校等の級別の指定に係る規定の整備

へき地教育振興法施行規則第 13 条第 1 項の規定により、別表第 3 から別表第 5 までの一部を改正すること。

#### (2) 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係

昇給停止の基準となる日について、昇給停止年齢に達した日を基準としていたものを当該年齢に達した年度末を基準としたこと。

### 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。ただし、へき地等学校等の級別の指定に関する改正規定は平成 14 年 1 月 1 日から、住居手当及び期末手当に関する改正規定は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

○ 平成14年3月における期末手当の特例（附則第3項～第5項）

- ① 期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間で0.05月減じるため、平成14年3月に支給する期末手当の割合を0.55とするもの（附則第3項）

※期末手当の支給割合

|       | 6月   | 12月  | 3月   | 計    | 備 考               |
|-------|------|------|------|------|-------------------|
| 現行規定  | 1.45 | 1.60 | 0.55 | 3.60 |                   |
| H13   | 1.45 | 1.60 | 0.50 | 3.55 | 附則第3項で3月分の支給割合を減額 |
| H14以降 | 1.45 | 1.55 | 0.55 | 3.55 | H14.4.1～施行        |

- ② 平成13年度において、3月期で0.05月分を削減した場合における期末手当の額と、改正給与条例本則の支給割合（H14年度の支給割合）で計算した場合に得られる期末手当の額とを比較して、昇給、昇格等の関係から一定差が生じている職員についての調整規定（附則第4項）

<参考>

期末手当＝基礎額×支給割合×期間率

A：H14.3月期の期末手当基礎額

B：H13.12月期の期末手当基礎額

\*期間率を100/100とした場合

附則第3項  $A \times 50/100$

附則第4項第1号  $A \times 55/100$

第4項第2号  $B \times 160/100 - B \times 155/100$

①<(②-③)の場合には、(②-③)をH14.3月期に支給する。

①

②

③

- ③ 平成13年12月2日以降の新採職員に対する特例規定（附則第5項）  
平成14年3月期の支給割合を0.55とする。